

【第2弾】本当の価値を求めて 「生態系の原則に沿った経済」を考える

進む民間の取り組みについてのルール作り

2009年8月2日
有限会社エコネットワークス

【サマリー】

- 国内では生物多様性基本法(2008年)、世界では生物多様性条約の締結国会議(COP10、2010年)など、「生物多様性」をめぐる新たなルールづくりが国家レベルで進んでいます。
- 民間の取り組みについてその基準や原則、ステップなどに関するガイドラインが発行されています。
- 企業は、こうしたガイドラインを参考にしつつ、「生態系の原則に沿った経営」を追求していくことが求められます。

【1.問題意識 前回のレポートの振り返りから】

産業革命以降に人類が形成してきた近代産業システム＝経済。

これまでの経済は、人類の創造力を引き出し「富」を生み出す素晴らしい装置だったといえるでしょう。

ところが、私たちはいつのまにか、循環やバランスといった「生態系の原則」(＝地球の掟)を大きく踏み外してしまっていたようなのです。

「エコロジカル・フットプリント」によると、私たちが地球1コの許容範囲で生きるとするなら、日本人は現在の今ある経済(消費)活動のスケールを2分の1以下にしなければなりません。

そのような転換は可能なのでしょうか。

どのようにして、生態系の原則に沿った経済をつくることができるのでしょうか。

第1回となる前回は、「経済」というマクロの視点から考えました。

今回は、個々の「企業」というミクロの視点から考えていきたいと思います。

【2.企業と生物多様性をめぐる動きの全体像】

2010年に開催される生物多様性条約COP10に向けて、日本でも動きが活発になってきました。近年急速に大きなテーマとして立ちあがってきたように見えるこの「生物多様性」のテーマ。実は気候変動の問題が国際的に提起されたのと同じ年に、国際的な議論の俎上に挙がっています。気候変動に関する「気候変動枠組み条約」と生物多様性に関する「生物多様性条約」は「双子の条約」といわれています。

生物多様性をめぐる動きを、気候変動をめぐる動きと対比してみたいと思います。

< 双子のテーマ「気候変動」と「生物多様性」に関する法・ガイドライン・経済スキーム >

	気候変動	生物多様性
国際レベル	・気候変動枠組み条約（1992） ・京都議定書（1996）	・生物多様性条約（1992） ・カルタヘナ議定書（2000）
次回国際会議と主な論点	2009年12月 COP15@コペンハーゲン ・2012年以降の枠組み作り ・途上国の削減義務	2010年10月 COP10@名古屋 ・2010年以降の目標設定 ・遺伝資源の枠組みづくり
国内レベル	地球温暖化対策の推進に関する法律（1998） 温室効果ガス削減の中期目標（2009）	生物多様性基本法（2008） 第三次生物多様性国家戦略（2008）
イニシアチブ（国際レベル）	パリ・コミュニケ（2008）他多数	B&B イニシアチブ（2008）
ガイドライン（政府・企業）	事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（2005） 経団連自主行動計画（1997）	環境省生物多様性民間参画ガイドライン（2009年） 経団連生物多様性宣言（2009）
経済スキーム	クリーン開発メカニズム（CDM） カーボンオフセット 排出量取引	グリーン開発メカニズム（GDM） 生物多様性オフセット（BBOP）
最新レポート	IPCC 第4次報告書（2008）	生態系と生物多様性の経済学（TEEB）中間報告（2007）

[3. 国家レベルでのルールづくり]

企業の取り組みのベースとなる、国家レベルでのルールづくりはどのような状況でしょうか。

➤ 【国際】生物多様性条約（Convention on Biological Diversity: CBD）：「気候変動」と双子の条約（1992年）

因果関係などを科学的に説明するのが難しいこと、また、テーマが大きく企業が果たす役割がわかりにくいことなどの理由から、認知が進んでいませんでしたが、ここへ来てその重要性が認識され始めています。

【ポイント】

- ・生物の多様性を、「種」「生態系」「遺伝子」の3つの異なるレベルで定義。
- ・保全はもちろん、利用し、配分することも含めて3つの目的を掲げる。
 - 1、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること。
 - 2、生物資源を持続可能であるように利用すること。
 - 3、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること。
- ・生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させることを目指す。（2002年採択）

約2年ごとに締約国が集まって具体的な枠組みを決める国際会議（Convention of the Parties: COP10）が、2010年10月に名古屋で開催されます。2010年以降の目標設定が議論され、「気候変動における京都会議」のように、節目の会議になると注目されています。

また、遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS: Access and Benefit-Sharing）について、一定の国際的枠組みづくりをめざします。

【COP10の注目ポイント】 遺伝資源の枠組み作り - ABS(エービーエス: Access and Benefit-Sharing)とは？

- ・生物多様性条約では、遺伝資源は主権が原産国にあり、アクセスと利益配分について、利用者は原産国と条件を合意し公正に利用する必要があるとしています。
- ・具体的な方法について、自主的な「ボン・ガイドライン」が定められていますが、法的拘束力はありません。新たな国際的枠組みづくりの検討が進んでいます。
- ・発展途上国には、自分たちには豊かになる権利がある、資源の使い方を自分たちで決めたいという思いがあります。

➤ **【国内】生物多様性基本法：これまでの日本になかった包括的な基本法（2008年）**

日本では、個々の自然保護関連法*の上に立って、野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全する、初めての包括的な基本法が制定されました。（2008年5月成立、6月施行）

*種の保存法（1992）、鳥獣保護法（2002）、特定外来生物法（2004）など

【ポイント】

- ・アセスメントの強化 - 政策の検討段階での市民参加、従来よりも強力・対象範囲の広い、事業の計画段階からの環境アセスメントの導入。
- ・地域ごとの視点 - 都道府県や市町村でも、地域の生物多様性保全戦略を作ることを促す。
- ・「第三次生物多様性国家戦略」の法的位置付けを整理。

より実効性をもつことになる第三次生物多様性国家戦略(2007年11月)

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取り組みの方向を示す。
- ・過去100年に人間が破壊してきた国土の生態系を今後100年かけて回復する計画を盛り込む。
- ・今後5年間に取り組むべき4つの基本戦略を定める。
 - 生物多様性を社会に浸透させる 地域における人と自然の関係を再構築する
 - 森・里・川・海のつながりを確保する 地球規模の視野を持って行動する

<ここまでのポイント>

世界では生物多様性条約、国内では生物多様性基本法がある。

企業と生物多様性のかかわりには、「保全」「利用」「分配」の3側面がある。特に「分配」については、原産国と利用国の間でのルールづくりが国際的課題になっている。

[4. 企業主体のイニシアチブ・ガイドライン]

基本的なルールができあがりつつあるなか、企業にはどのような動きが求められているのでしょうか。企業による宣言や民間参画のためのガイドラインを見ていきましょう。

➤ **【宣言】B&Bイニシアチブ（ビジネスと生物多様性イニシアチブ: Business & Biodiversity Initiative）（2008年5月）**

- ・ドイツ政府主導で、生物多様性条約COP9において誕生した、民間の活動を進めるイニシアチブ。
- ・この分野でリーダーシップを発揮する意思のある企業が、「リーダーシップ宣言」を宣言・実践し、ベストプラクティスの公表、社会への働きかけを実施。
- ・日本からはリコーはじめ計9企業が署名。

【ポイント】

- ・負荷の分析、経営への反映、サプライヤーを含む外部機関との協力と、骨太の基本線を定める。経営への反映は、指標、責任者、目標と見直しなど具体的。

➤ **【宣言】日本経団連生物多様性宣言（2009年4月）**

- ・遵守すべき7つの行動原則。
- ・「行動指針とその手引き」で、行動の留意点や狙い、活動例を具体的に例示。
- ・すべての企業に対して「生物多様性に配慮した経営を」というメッセージを発信。

B&Bイニシアチブの7つの基準（リーダーシップ宣言）

1. 企業活動が生物多様性に与える負荷を分析する。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性保全を加え、指標を作る。
3. 生物多様性の活動を統括して役員会に報告する責任者を指名する。
4. 現実的で測定可能な目標を定め、2、3年ごとに見直す。
5. 環境報告書やCSRレポートで生物多様性の活動を公表する。
6. サプライヤーに生物多様性の目標を伝え、彼らの活動を見合うように統合する。
7. 生物多様性の管理システムの改善に向け、科学機関やNGO、政府組織との協力を探る。

生物多様性宣言 7つの行動原則

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す。
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する。
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む。
4. 資源循環型経営を推進する。
5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す。
6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める。
7. 生物多様性をはぐくむ社会づくりに向け率先して行動する。

【5. 取り組みを進めるための考え方】

企業は、これらのガイドラインを参考にしつつ、「生態系の原則に沿った経営」を追求していくことが求められます。

私たちエコネットワークスでは、国内外に広がる生物多様性の専門家や、先駆的 NGO、企業とのネットワークを活用し、プランニングから実行まで支援していきたいと考えています。

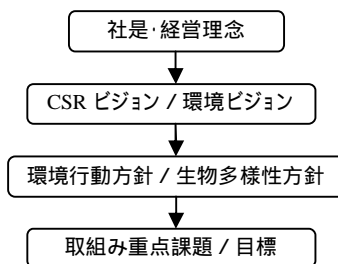
<ENW の分析ツール>

チャンス／リスク分析表

	事業 A	事業 B	事業 C
水	---		---
森林		---	
生物資源		---	---
土地	---		

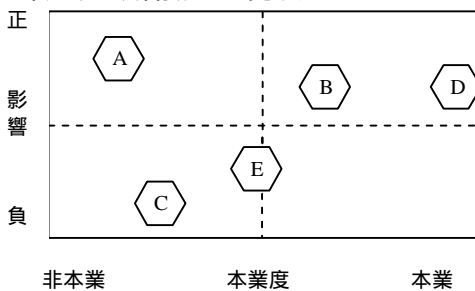
- ・生態系に関連する 이슈と事業の接点を、チャンスとリスクの視点で分析します。
- ・有限な資源を投下する優先順位に活かします。

文言体系の整理



- ・既存の経営理念や諸方針を体系立てて整理し、「生態系の原則に沿った経営」を志向するための文言体系を確認します。
- ・方針の内容、文言をご提案します。

取り組み活動の一覧表



- ・生態系に関連する活動を「本業 / 非本業」「正の影響 / 負の影響」の視点で分類します。
- ・現状の取り組みはどのような部分をカバーしているのか、ばらつきや重なりがないか、全体として効果があるかなどを確認します。
- ・効果を高める活動群をご提案します。

【6. おわりに】

「生態系の原則に沿った経済」というと遠大なテーマのような気もしますが、変化の芽は、企業、個人、NGO、自治体、政府、国際機関など各レベルで見られます。ティッピング・ポイントという考え方によると、世の中は全体の 15~20%が変わると、全体が変わるとされています。

私たちエコネットワークスは、クライアントやパートナーの皆様とその日をいい形で迎えることをイメージして、微力を尽くして参ります。

=====

内容に関するお問い合わせ・より詳細な情報をお求めの方はご連絡ください。

月に一度「生態系の原則に沿った経済」のメールニュースを配信いたします。
ご不要の方は、お手数ですが下記までご一報ください。

有限会社エコネットワークス 担当：野澤健、小林一紀

info@econetworks.jp

=====

【参考資料集】

Convention on Biological Diversity
<http://www.cbd.int/>

EIC ネット
<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%90%B6%95%A8%91%BD%971%90%AB%8F%F0%96%F1>

生物多様性条約 第十回締結国会議（COP10）について
<http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/brief/img/cop10.pdf>

古田尚也：連続解説「生物多様性と世界と日本」
<http://eco.nikkeibp.co.jp/article/special/20090604/101547/>

生物多様性基本法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20H0058.html>

生物多様性基本法が成立！（WWF HP）
<http://www.wwf.or.jp/activity/wildlife/news/2008/20080528.htm>

生物多様性基本法を読み解く 基本法のポイントはここ（WWF HP）
<http://www.wwf.or.jp/activity/lib/press/2008/p08052701.htm>

ビジネスと生物多様性イニシアチブ
<http://www.business-and-biodiversity.de/jp/homepage.html>

日本経団連 生物多様性宣言 行動指針とその手引き
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf>

環境省 生物多様性民間参画ガイドライン（案）
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13517&hou_id=11109

企業のための生態系サービス評価（ESR）
www.wri.org/ecosystems/esr